

呉市教育委員会会議録
(令和4年12月20日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和4年12月20日定例会

- 1 開催日時 令和4年12月20日(火) 15:00開会
16:45閉会
- 2 開催場所 752会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子
委員 吉中由美子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 宇根徹
学校施設課長 惣引利光
学校教育課長 蒲原尚博
学校安全課長 伊藤賀世
文化振興課長 三浦美佐子
中央図書館長 井手口浩昌
学校施設課主幹 新谷剛弘
教育総務課主任 杉本聖継
- 5 傍聴者 1人
- 6 日程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 報告第34号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
(4) 報告第35号 呉市立呉高等学校の令和5年度入学者選抜実施要項について
(5) 教議第55号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
(6) 教議第56号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(7) 教議第57号 呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について
(8) 教議第58号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(9) 教議第59号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について

- (10) 報告第36号 呉市立天応学園の校歌及び校章について
- (11) 報告第37号 令和4年度教育費補正予算について
- (12) 教議第60号 臨時代理の承認について（令和5年度教育費予算）

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・小谷委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

杉 本 主 任 (令和4年11月24日定例会について報告)

教 育 長 本日の日程のうち、日程第11及び第12については、予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第34号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第34号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第34号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

本日は、令和4年4月1日から12月16日までの数値を示しております。

陽性者が発生した学校は延べ2,762校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ491校、陽性となった学校関係者は延べ5,462名となっております。クラスターは、今年度に入り、昨日までで47件、うち9月以降が41件となっております。

次に、2の学校の対応についてでございますが、令和4年11月25日に国の基本的対処方針が変更されたことを受け、12月2日、広島県の対処方針が改正されました。

これらのことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた呉市立小中高等学校の対応について」で示しておりました、各校の感染状況に応じた対応は終了し、今後は、広島県教育委員会からの通知及び国の衛生管理マニュアルのレベル2の行動基準に基づき、対応してまいります。

学校の対応の大きな変更としましては、(1)給食等の食事をする場面では、これ

まで、学校においては黙食の指導を徹底してまいりましたが、今後は、1点目、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要であること、2点目、座席の配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を検討するとしております。

(2)授業では、これまで、感染のリスクが高い活動については実施しないとしておりましたが、今後は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討するとしております。

これらの対応につきましては、12月14日以降、準備が整い次第、対応することとしております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第34号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第35号 呉市立呉高等学校の令和5年度入学者選抜実施要項について

教 育 長 次に、日程第4の報告第35号「呉市立呉高等学校の令和5年度入学者選抜実施要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

追原参事補 「呉市立呉高等学校の令和5年度入学者選抜実施要項について」御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

要項の御説明の前に、今年度から入学者選抜制度が大きく変わりますので、制度全般を前年度までとの比較を交えて御説明させていただきます。

まず、1の新しい入学者選抜制度の四つのポイントでございます。

1枚めくっていただきますと、5ページに広島県教育委員会が発出しておりますリーフレットを抜粋して添付させていただいております。

まず一つ目は、「主体的に志望校を選択」でございます。

これは、受検生がより一層主体的に志望校を選べるように、全ての公立高等学校で入学者選抜実施シートを作成し公表いたします。

資料6ページと7ページの別紙1を御覧ください。

本校ではホームページで御覧のシートを公表しております。

また、広島県教育委員会のホームページでは、県内全ての公立高校のシートを見ることができますので、受検生は、教育目標や入学者選抜の実施内容などを事前に確認し、自分の希望に合った学校を選択し、決定することができます。

5ページに戻ります。

二つ目は、「調査書を簡素化」でございます。

資料8ページと9ページの別紙2を御覧ください。

左が今年度から使用する調査書で、右が前年度までの様式でございます。

これは、受検生が通う中学校の校長が作成する調査書に記載する内容を、選抜に必要な項目のみに変更しております。

これまで記載していた特別活動の記録等につきましては、自己表現の中で自分自身でアピールすることとしております。

5ページに戻ります。

三つ目は、「入学者選抜に係る期間を短縮」でございます。

資料11ページの別紙3を御覧ください。

左が今年度、右が前年度の日程でございます。

これまでの選抜(I)(II)(III)が一次選抜・二次選抜の2回となります。

前年度の日程で申しますと、選抜(I)のいわゆる推薦入試が2月3日、選抜(II)の一般入試が3月7、8日に実施しましたものが一本化されまして、一次選抜の2月27、28日の実施となるものでございます。

これは、短縮により、各中学校・高等学校におきまして授業や学校行事の時間を増やすなど、これまで以上に教育活動を充実させることができるようになるものでございます。

5ページに戻ります。

四つ目は、受検生全員に「自己表現を実施」でございます。

これは、自分自身のことや高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現するものでございます。

資料13ページの別紙4を御覧ください。

「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として、自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力としています。

こうした三つの力の定義や、身に付けるために日頃から意識し、習慣付けてほしいことなどは、記載のとおりでございます。

次に、14ページの下段をお願いします。

「自己表現」の流れでございます。

まず、表現内容を整理するために、学力検査の日に右下にあります自己表現カードに記載を行います。時間は30分でございます。

次に、翌日に自己表現カードを活用して自己表現を行います。時間は5分以内でございます。

その後、検査官から補足的な質問を行います。時間は回答時間を含めて3分以内でございます。

一人に割り当てられる時間は、合計10分以内でございます。

次の15ページには基本的なガイドライン、1枚めくっていただきまして、16ページと17ページにはQ&Aが掲載されておりますので、御一読いただければと思います。

以上が、新しい入学者選抜制度の四つのポイントでございます。

続きまして、3ページに戻りまして、2の令和5年度入学者選抜実施要項でございます。

公表しております正式な要項につきましては、19ページから25ページの別紙5を添付しておりますが、資料の3ページでは、要項を抜粋しておりますので、こちら

で御説明させていただきます。

まず(1)一次選抜の日程でございます。

主なものとしたしまして、出願登録は1月25日から2月10日まで、志願変更は2月14日から20日まで、学力検査・自己表現等は2月27日と28日、合格発表は3月9日でございます。

アの入学定員は、6月の定例会で議決をいただきましたとおり、160人でございます。

イの出願方法は、今年度からインターネット出願に変更されております。

ウの志願者数の公表は、出願登録の最終日であります2月10日の15時に、志願変更受付開始後は2月14日から17日まで毎日、20日は正午に最終的に出願者が確定した後15時に、それぞれホームページで公表いたします。

そして、ここで志願倍率が確定いたします。

エの学力検査・自己表現等の日程は、先ほども少し触れましたが、学力検査が2月27日、自己表現及び学校独自検査で行うこととしております面接を2月28日に行います。時間割等につきましては、資料の20ページの下段を御参照ください。

4ページをお願いいたします。

オの合格者の決定は、まず、(ア)の特色枠による選抜から行います。全ての受検者の得点を特色枠による選抜の配点の比重で換算いたします。換算後の得点結果を総合的に判断いたしまして、入学定員の25%である40人を合格者として決定いたします。

次に(イ)の一般枠による選抜でございます。特色枠で合格者を決定した後、合格とならなかった全ての受検者の得点を一般枠による選抜の配点の比重で換算いたしまして、換算後の得点結果を総合的に判断して決定するものでございます。

最後に(2)二次選抜でございます。

これまでの選抜(Ⅲ)と考え方は同様でございますが、一次選抜の結果、合格者の数が入学定員に満たなかった場合に実施いたします。

実施の公表や選抜日程等につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第35号「呉市立呉高等学校の令和5年度入学者選抜実施要項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 今年度からかなり大きく改正がされています。保護者の方からも、初めての方には変わっていることは分からないと思うのですが、前回と大きく違うのが選抜Ⅰ、選抜Ⅱではなくて、全てが同じ日に試験が行われ、特色枠、一般枠でそれぞれ合格者が決定されるようになっていることです。3ページのイのところで出願方法として、どちらか一方を選んで出願するものではないと書いてありますが、選ばないということは、全員が同じように受検をして、合格者を決めるときに、全ての受検者に対してまず特色枠で決めて、次に一般枠で決めるということで、選択はしないけれど合格を判定する方法は全員が、まず特色枠、続いて一般枠という理解でよろしいですか。

追原 参事 補 委員のおっしゃるとおりでございます。今年度から行われることで、しっかり説

明をしていかなければならないと思っております。

吉中委員 今までの受検方法で受検された保護者さんの中には、混乱される方もおられると思いますが、その辺は中学校の方でしっかりと保護者の皆さんに理解していただいている状況でしょうか。

蒲原課長 学校ごとに、今年度大きく変わったということは子供たち等に説明しているところでございます。

吉中委員 高校受検は、学校と生徒がしっかり話をさせていただいて進めていただきたいと思いますのですが、保護者によっては、子供任せ、先生任せということで蓋を開けてみて初めて気が付くという方も多いと思いますので、引き続きしっかり学校の方で指導の方をお願いします。

追原参事補 呉高校として、中学校の生徒に対して特別な何かをしているということはありませんが、入試説明会等で今年度の変更点などを説明させていただいております。

小谷委員 特色枠について、もう一度説明してください。

追原参事補 特色枠につきましては、配点の比重が異なりまして、学校独自調査の面接配点が重視されて合格者が決定されるという形になっています。

小谷委員 例えば、運動がすごく得意という生徒さんがおられるということで、特色枠があるのですか。

石川副部長 一般論でお話しをさせていただきます。四つの観点がありまして、当日のテスト、中学校の成績、自己表現、当日の面談がありまして、どこに重視を置いた生徒を取りたいかということ、各学校が設定できます。呉高校は2対4対2対3ですが、呉市内又は広島市内など全ての学校が、独自で決めることができます。例えば、中学校の3年間の成績を重視したいという学校であれば、そこを高くする。また、一発勝負の当日の試験を重視したいという学校であれば、そこを高くする。言い換えると、その高等学校がどういう生徒を取りたいのかによって比重を変えられる、というのが特色枠です。これは定員の50%までと決められているので、残り50%は、全ての学校は一般枠ということで、6対2対2対1で決めなくてはならないという制度となっております。

小谷委員 それぞれの学校で特色を出して、取っていくということですね。

石川副部長 委員がおっしゃるとおり、それぞれの学校で特色が出せるように特色枠が設定されているというところです。

呉高等学校の特色といたしますと、6ページの呉高等学校の内容シートになります。具体的なことを言いますと、育てたい生徒像でありますとか、受入方針になりますが、それはあくまでも言葉ですので、配点の比重といったところが、各高等学校の思いが出るのではないかと考えます。

吉中委員 もう一つ大きく変わったのが、インターネット出願だと思います。昨年度までは、私立の学校ではインターネット出願があり、恐らく学校で、学校のパソコンを使って、先生と生徒と一緒にインターネットで出願する形だと思います。今回、公立も一斉にインターネット出願ということですが、これも学校の方で生徒と一緒に出願されるのか、それとも各自が各々の家庭等で出願される形なのか教えてください。

追原参事補 インターネット出願につきましては、各自で出願される方法もありますし、学校で先生と一緒に出願される方法もあります。

吉中委員 保護者と生徒が自分でやりますと言われれば自分で出願して、学校でさせてほしいとなれば学校で出願する形になりますか。

追原参事補 そのとおりでございます。

吉中委員 昨年度までは書類だったので、全て学校の先生が手取り足取りではないですが確実に書類をそろえて出願すると、保護者としては安心できる環境ではありました。今回初めてのことで、各家庭でということになるとミスがあったり、後からミスがあったことに気が付くということが何件かはあるのではないかと思います。保護者が不安にならないようなサポート等、中学校の方でお願いできたらと思います。今、皆さんiPadをお持ちですが、iPadを活用して出願することはできるのでしょうか。

追原参事補 呉高等学校の方でiPadの活用については把握しておりませんが、初めて行くことですので運用テストを行っております。これは11月28日から12月20日までテスト環境を用いまして入力の方法でありますとか、受検予定者、中学校、高等学校それぞれがテスト環境にて出願、確認登録、承認、受検番号の採番、仮の受検票のダウンロード等、テストを行っております。こうしたことを踏まえながら、本番では失敗は許されませんので、緊張感を持って円滑に実施できるよう努めていくところでございます。

教育長 高等学校側は分かりました。中学校はどうなっていますか。

蒲原課長 中学校の方につきましては、テストを実際に行っております。その辺りで不具合等がないか、現在確認をしているところでございます。

先ほど御質問のありましたiPadでできるのか等、保護者にしっかりと説明をしていきながら、ミスがないように二重にも三重にもチェックを行い、進めているところでございます。

吉中委員 そのような運用テストをして、しっかり準備していただき、ありがとうございます。

iPad等を活用できるのであれば、しっかり活用していただき、失敗は許されないというところですので、引き続きしっかりと対応をお願いします。

佐々木委員 中学の受検生並びに学校関係者においてはしっかりと説明をしている、又は、今後足りないところはしていく、ということですが、これからの少子化に向けて、市立呉高校の特色がはっきりと分かりやすいような受検体制であればいいと思います。それに向けて、市立呉高校がどのような子供が欲しいのかというのがもう少し分かれば、中学校からの入学希望者もしっかり準備ができるのではないかと思います。それから、今年度が初めてなので、入試後の考察を十分に行って、今後に生かしていただきたいと思います。この2点を要望します。

追原参事補 6ページの入学者選抜実施内容シートになりますが、教育目標、育てたい生徒像、入学者受入方針に記載しておりますが、文字がずらずらっと並んでおりますので少し分かりにくい点があるかと思っております。その点につきましては、今後、書き方の工夫をしていかなければならないと思います。

本校の特徴といたしまして、三つございます。

一つは、教育目標にあります、地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識。こういったところで地域貢献が、まず一つです。

それから、育てたい生徒像にあります、当たり前のことを高いレベルで実現でき

る生徒。これを凡事徹底。

三つ目が、入学者受入方針に本校のスローガン「高き夢をいだけ そして 君が夢みた君になれ」を書いておりますが、初志貫徹。

地域貢献、凡事徹底、初志貫徹。こういったところが本校に欲しい生徒像でございます。

他の学校も同じようにこのシートに記載しておりまして、県のホームページで確認をしながら比較するようになろうかと思えます。

また、来年度以降の課題として、書き方の工夫をしたいと思えます。

教 育 長 高校入試改革では、今までの入試の常識ではやっていけない感じをとっています。全ての公立学校にこのような特色や目標等があり、それを見て子供が主体的に選んで欲しいというのが一つ。

調査書については、得点しか書くところがありません。以前のように、「この子はこういうところがあって」というようなところはなく、基本的には中学校の先生が記述するようにはありません。試験に自己表現があるように、子供たちに主体性というものを育みたいということで、入試改革をしていながら、広島県の子供を変えたいということで、かなり混乱があると思えます。そのところを情報共有しながら、子供や保護者の方に適切に情報を伝えて指導していかないといけないなど思っておりますし、その辺は抜かりがないようお願いしたいと思います。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、本件についてはこの程度とします。

教議第55号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

教議第56号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教議第57号 呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第55号「呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、日程第6の教議第56号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第7の教議第57号「呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について」は関連した内容のため、3件を一括して審議することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本3件を一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第55号「呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、教議第56号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教議第57号「呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について」を御説明します。

本3件は、いずれも、「呉市立天応小学校」及び「呉市立天応中学校」を廃止し、義務教育学校として「呉市立天応学園」を設置することに伴い、所要の規定の整備等を行うもので、施行期日はいずれも令和5年4月1日でございますので、一括して御説明いたします。

資料35ページをお願いします。

まず、「呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

2の改正の内容につきましては、(1)呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則につきましては、規則の題名を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例施行規則」に改めます。また、規定中の条例及び審議会の名称を改めます。

(2)呉市教育委員会公印規則につきましては、「学校印」及び「学校長印」について、保管場所に義務教育学校を加え、個数を60個から59個に改めます。また、字句の訂正を行います。

(3)呉市教育委員会事務局組織規則につきましては、規定中の通学区域審議会の名称を改めます。

(4)呉市立小学校及び呉市立中学校通学区域に関する規則につきましては、規則の題名を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則」に改めるとともに、義務教育学校についての規定を加え、通学区域表のうち「天応小学校」及び「天応中学校」を除き、「天応学園」を設けます。また、広町の地番訂正に伴い、字句の訂正を行います。

(5)呉市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則、(6)呉市就学援助費支給規則、この二つの規則については、義務教育学校についての規定を加え、字句の訂正を行います。

詳細の改正内容につきましては、27ページから34ページまでにかけて記載しております。改正箇所は、下線又は太枠で示しておりますので、御確認ください。

次に、資料60ページをお願いします。

「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

2の改正の内容のとおり、(1)規則の題名を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則」に改めます。

(2)義務教育学校についての規定を加えます。

改正の代表例としましては、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」のように改めます。

小学校・中学校を合わせて「小中学校」と総称しているものを、小学校・中学校・義務教育学校を合わせて、単に「学校」と総称するように改めます。

「法第49条の8」の法とは学校教育法のことです。「省令第79条の8」の省令とは学校教育法施行規則のことです。この二つが適用されるようにいたします。これらの規定は、小学校についての規定を義務教育学校にも準用するというものでございます。

(3)この度の規則改正で規則の名称が変わるものがございますので、それを改めるなど、字句の訂正を行います。

(4)様式中の「学校長」を「校長」に改めるなど、修正を行います。「呉市立天応学園学校長」ではなく、「呉市立天応学園校長」ということになります。

詳細の改正内容につきましては、37ページから59ページまでにかけて記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

次に、資料63ページをお願いします。

「呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について」を御説明します。

2の改正の内容につきましては、(1)呉市教育委員会就業規程、(2)呉市公立学校の校長に対する事務委任規程、この二つの訓令については、受訓先、つまりこの訓令の宛先として、「呉市立義務教育学校」を加えます。

(3)呉市立学校教職員服務規程につきましては、受訓先として呉市立義務教育学校を加え、規定中の「小中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改めるとともに、一部の様式中「学校長」を「校長」に改めます。

(4)呉市立学校職員の服務に関する規程につきましては、規定中の「小中学校」を「小学校、中学校、義務教育学校」に改めます。

(5)呉市立小中学校事務処理等規程につきましては、受訓先として呉市立義務教育学校を加え、訓令の題名を「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校事務処理等規程」に改めるとともに、規定中の他の規則の名称を改めます。

詳細の改正内容につきましては、61ページから62ページまでにかけて記載しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第55号「呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、日程第6の教議第56号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第7の教議第57号「呉市教育委員会就業規程等の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本3件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本3件は原案どおり決めます。

教議第58号 呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第8の教議第58号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第58号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料67ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

法改正への対応等により教育委員会と教育長の職務権限を整理して事務の改善を図るほか、所要の規定を整備するものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)行政不服審査法の制定と、その解釈等が整備されたことに伴い、教育委員会会議での議決事項である「不服申立て」を「審査請求(委員会が行った処分等に対するものに限る。)」に改めます。なお、文部科学省の見解により、教育長が委任された事務に対する審査請求については、教育長が審査庁となることとされておりますので、ここでは「委員会が行った処分等に対するもの」に限定されます。

(2)地方公務員法改正に伴い、「非常勤職員」を「嘱託職員」及び「会計年度任用職員」に改め、任用の根拠となる法律・条・項・号を訂正します。

(3)教育長が専決する事務に、「就学援助費及び就学奨励費の支給に関すること。」「児童生徒(高校の生徒を除く。)の就学、転退学及び出席に関すること。」「教材及び学校行事に関すること。」を加えます。

(4)その他、字句の訂正を行います。

3の施行期日は公布の日です。

詳細の改正内容につきましては、65ページから66ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第8の教議第58号「呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第59号 呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第9の教議第59号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、教議第59号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料72ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

学校職員の職名等について、規定の整理を行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)呉市教育委員会職名及び辞令式規則のうち、「園長」の職名を削除します。

(2)呉市立学校施設使用規則のうち、「園長」の語を削除し、それに関する字句を訂正します。

(3) 呉市学校給食共同調理場条例施行規則のうち、「園長」及び「幼児」の語を削除し、それに関係する字句を訂正します。

なお、この度の改正につきましては、令和2年4月1日付けで呉市立の幼稚園を廃止したものの、関係する規定が一部残ってしまっていたので、これを整理するものです。

3の施行期日は公布の日でございます。

詳細の改正内容につきましては、69ページから71ページに記載しております。改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第9の教議第59号「呉市教育委員会職名及び辞令式規則等の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第36号 呉市立天応学園の校歌及び校章について

教 育 長 次に、日程第10の報告第36号「呉市立天応学園の校歌及び校章について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

宇 根 課 長 それでは、報告第36号「呉市立天応学園の校歌及び校章について」御説明いたします。

資料73ページをお願いいたします。

令和4年12月1日に開催されました天応地区義務教育学校開校準備委員会におきまして、別紙のとおり決定しましたので御報告いたします。

まずはじめに、1の校歌でございます。作成に当たり、天応小学校児童及び天応中学校生徒に校歌の歌詞に入れたい言葉を募集し、その募集した言葉を参考に、天応地区自治会連合会の友井会長に作詞をしていただきました。

また、曲については、学校安全課の奥村指導主事に作曲していただきました。

作曲者の奥村指導主事は、西日本豪雨災害時、天応小学校に勤務しており、天応の子供たちが災害時、大変な困難を経験したことを目の当たりにしております。

天応の子供たちが生きる希望を持ち、子供たちの背中を押せるような歌ができればという気持ちを込めて作曲されています。

それでは、校歌を流しますのでお聞きください。

(校歌を流す。)

続きまして、2の校章でございます。天応中学校の美術の吉崎教諭と生徒に、配色や文字の書体を考えていただきました。

校章の配色に当たり、生徒及び吉崎教諭が色に込めた思いをお伝えいたします。

天応は、山に囲われ、眼前には瀬戸内海が広がります。また、東の城山から登る

太陽は、西の江田島に沈みます。こうした太陽の動きや四季の移り変わりに伴い、山や海は、自然美しい豊かな表情を見せます。

そこで、この地に開校する天応学園のシンボルとなる校章には、山と海を象徴する緑や青を用いました。そして、制定当初の校章のカシの木と瀬戸内海に託した人間としての成長を、それぞれの中心から外に向かうグラデーションで表現しています。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第10の報告第36号「呉市立天応学園の校歌及び校章について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 今までの校歌にない、抑揚のある、非常に覚えやすい校歌ではないかと思います。
吉 中 委 員 優しい、生きる希望や背中を押せるような曲ということですが、本当に聞いていて明るい気持ちと言いますか、そういった思いが詰まったメロディーだったと思います。歌詞も天応学園という義務教育学校を新しく作るということで、天応小学校・天応中学校の児童生徒さんの歌詞に入れたい言葉を募集して、それを基にして作られたということで、校歌の歌詞って「なんていう意味」というのが多いですけど、一つ一つの言葉に思いが込められているというのを非常に強く感じられました。

あと、韻を踏んだというか、「励み行け」とか「育て行け」とか、前向きな気持ちになれるような歌詞で、本当にすてきな言葉がたくさん使ってあると思いますので、新しい義務教育学校、天応学園のスタートにふさわしい、皆さんの力で作り上げた校歌だなどと思います。

校章に関しても、生徒さんも一緒に作り上げたということで、色に込められた思いとか、校章に込められた思いなど、説明を聞くと本当に一つ一つ細かいところまで目を向けることができましたし、呉市の特徴だと思いますが、自然の豊かさなど、皆さんの思いがしっかり込められた校章になっていると思います。

今回、学校開校準備委員会の皆さんの思いがぎゅっと詰まった校歌と校章になっていると思います。これから新しく作られる学校にふさわしいなと感じました。

小学生も歌いやすい校歌だと思います。

小 谷 委 員 初めて聞かせていただきまして、本当にいい校歌だなど思いました。

子供たちの入れたい歌詞を入れたというところ、また子供たちにとって親しみやすい、そして思いの込められた校歌だなどと思います。

天応の子供たちは、本当につらい思い、大変な思いをしてきたと思いますけれど、これから未来に向かって希望が持てるようなすばらしい校歌だと思います。地域の川や山などが入っているので、子供たちはどこに行ってもこの校歌を忘れないで、ずっと大切にしていける校歌だと思います。

校章に関しても、色に込められた思いなど、子供たちが一緒に考えたということで、とてもすばらしいものだと思います。

佐々木委員 一人くらい厳しい言葉を言わなければならないと思っていたのですが、準備委員会で何回も教育委員会事務局の方々が地元へ足を運ばれて、学校関係者、自治会の方々やOBの方々とのやり取りや御苦労などを聞いていますので、この校歌を聞くとそれぞれの方々が天応を愛する気持ち、思いがあふれており、辛辣なことを言お

うと思っけていても、その言葉も浮かんでこない。本当にいいものができたのではないかと思ひます。

将来に誇れる天応の地元愛にあふれたもので、その分しっかりと子供たちに未来に向けて教育していただけたらと思っけております。

教 育 長 携わった職員は非常に喜んで思ひます。私自身も災害の時、どうしようかというところから始まって、ここまでたどり着けてるという状況なので、まずこの学園の校歌が、子供たちにきちっと定着して、生きる希望の持てる形で歌い継がれて欲しいなと思ひます。また、委員の皆さんの話を聞いて、作詞者、作曲者は非常にうれしく思っけて思ひますので、後で事務局の方でしっかりと伝えてもらえたらと思ひます。

今後については、1月に子供たちに披露します。

委員の皆さんには非常に感動していただいたということも、併せて報告していきたいと思ひます。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は、誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(16 : 06)

報告第37号 令和4年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教議第60号 臨時代理の承認について(令和5年度教育費予算)

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16 : 45)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(令和4年12月20日定例会)